

## 独立行政法人空港周辺整備機構平成18年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、中期計画を実施するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構に係る平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間における年度計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします。

### 1. 業務運営の効率化に関する年度計画

#### (1) 組織運営の効率化

さらなる業務の効率的運用と責任体制の明確化を図りつつ、社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、業務の実態に即した適切な組織体制を構築する。

#### (2) 人材の活用

組織の活性化が図られるよう、若い人材の任用に関して国・府・県・市と引き続き調整・協議を行うと共に、機構内職員の配置換等により人材の活用を図る。

#### (3) 業務運営の効率化

##### 代替地造成事業の効率化

移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

##### 事業費の抑制

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進しさらなるコストの縮減等を推進する。

また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、昨年度に引き続き、業務処理の最盛期に当たるため、集中的な執行を行う。

##### 一般管理費の抑制

一般管理費については、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。

### 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

#### (1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成18年度において次の措置を実施する。

##### 連絡協議会の開催

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

### 職員の資質の向上

外部講師等による職員研修を年3回程度実施する。

### 業績評価の業務への反映

平成17年度の事業及び平成18年度上半期の事業について内部評価委員会を開催し、その内部評価の結果を踏まえ、以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。

### 広報活動の充実

イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般の方々にもわかりやすい公表資料、データ等の各種情報を積極的に提供することにより、アクセス数を8%増加させる。

ロ パンフレットについては、内容の充実を図るためリニューアルするとともに、環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。

## (2) 業務の確実な実施

### 再開発整備事業

イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。

ロ 施設整備にあたっては、需要に柔軟・的確に対応する。また、実施にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。

ハ 平成18年度中に2件の整備を実施する。

ニ 中村地区の事業者へ再開発事業用地を提供するため、土地を取得し、造成後譲渡を行う。なお、「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るための調整を行う。

### 民家防音事業

機能回復工事（再更新工事を含む）の計画台数は、引き続き増加傾向にあるが、事業の円滑な実施を図るため、更なる事務の効率化を模索し、工事が特定時期に集中しないよう計画的に行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

### 移転補償事業

移転補償及び土地の買い入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

福岡の移転補償については、申請から代金支払いまでの期間短縮の阻害要因である持越物件の処理を着実に進める。また、処理期間の遅延の要因ともなっている相隣関係について、申請者へ隣接者との調整を行うよう適時指導することで、円滑な事務処理に努める。

#### 中村地区の移転補償事業

- イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。
- ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施し、円滑な移転補償の成約に努める。
- ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に必要な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応して事業に対する理解を求め、移転の進捗に努める。

#### 大阪国際空港周辺の緑地整備

- イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.2ha（利用緑地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.8ha）のうち約0.4haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。  
また、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。
- ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について大阪国際空港緑地整備推進協議会を活用して関係機関と引き続き調整する。

#### 福岡空港周辺の緑地整備

- イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。
- ロ 空港南側の一定範囲については、地域の実情等に配慮し、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。

### （3）空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

- イ 周辺地域活性化促進協議会等の機会を通じ環境関係の啓発活動を実施する。
- ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。
- ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、ホームページを活用して広報に努める。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- （1）予 算 別紙のとおり
- （2）収支計画 別紙のとおり
- （3）資金計画 別紙のとおり

総利益を計上することにより、欠損金を25%以上圧縮する。

4 . 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1 , 4 0 0 百万円とする。

5 . 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

6 . 剰余金の使途

該当なし

7 . その他業務運営に関する重要事項

( 1 ) 人事に関する計画

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度において、人員について17年度比で1%以上の削減を行うこととする。

なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

注) 既存の共同住宅事業については、特殊法人整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)において「できる限り早期に処分する。」とされており、これに基づき、平成17年度において全戸処分を行った。

## 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	20,369
業務収入	1,080
補助金収入	3,272
受託金収入	13,288
負担金収入	793
長期借入金等収入	-
雑収入	10
繰越金受入	1,926
支出	20,369
大阪固有事業	2,155
福岡固有事業	954
受託事業	12,695
その他事業	3,289
人件費	1,036
一般管理費	240

## 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,154
経常費用	18,154
業務費用	16,802
大阪固有事業	321
福岡固有事業	482
受託事業	12,695
その他事業	3,304
一般管理費	1,270
人件費	1,035
物件費	233
減価償却費	2
財務費用	82
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	18,354
経常収益	18,354
業務収入	1,080
受託収入	13,288
補助金等収益	3,978
財務収益	8
雑益	0
臨時利益	-
純利益	200
目的積立金取崩額	-
総利益	200

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,043
業務活動による支出	20,675
投資活動による支出	1,278
財務活動による支出	1,200
翌年度への繰越金	890
資金収入	24,043
業務活動による収入	19,400
業務収入	1,029
受託金収入	14,257
その他の収入	4,114
投資活動による収入	128
補助金による収入	128
財務活動による収入	1,000
前年度よりの繰越金	3,515